

# 法人税の申告書 書き方教室を開催

本年も茂原税務署の法人課税担当上席による申告書の書き方教室を開催しますので、どうぞご参加ください。



事前に下記の申込書にて事務局へご連絡下さい。

**日 時**：平成31年3月19日（火）  
10：00～16：00

**持ち物**：筆記用具・電卓をご持参下さい！  
テキストはご用意しています！！

会員企業には〔1社につき1冊、法人税申告書と決算書の作成手順を進呈〕

**参加費**：無料で昼食付きです。

## 法人税の申告書 書き方教室

FAX 0475-25-3648

茂原法人会事務局 行

受講申込書 3月19日開催

事業所名		TEL		FAX	
住 所					
受講者名					

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、講座開催に係る受講者の確認、受講者名簿の作成、出欠確認及び講座運営に関する連絡、各種講座情報提供の目的にのみ使用いたします。

### 消費税期限内納付 推進運動実施中！

消費税の期限内  
納付を忘れずに。

法人会

消費税には  
申告・納付期限<sup>(※1)</sup>が  
あります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。

- ◆ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※2)</sup>。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） <sup>(※4)</sup>

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。